

建設業法令遵守の推進

国土交通省総合政策局建設業課
建設業適正取引推進指導室

建設業における法令遵守・元請下請関係の適正化に関する取組

1. 建設業法令遵守推進本部の設置（H19年4月 設置）

建設工事における公正な競争基盤の整備を進めるため、各地方整備局等の許可部局に設置

下請取引等実態調査、駆け込みホットライン等から寄せられた情報に基づく立入調査等

立入調査回数：H19年度 950回、H20年度 875回、H21年度 952回、H22年度 1,053回

2. 駆け込みホットラインの開設（H19年4月 開設）

通報窓口として開設 通報件数：H19年度 812件、H20年度 1,213件、H21年度 1,463件、H22年度 1,551件

3. 建設業法令遵守ガイドラインの策定・周知

・H19年6月 元請・下請間における建設業法令遵守ガイドラインの策定、H20年9月 工期に係る内容を追加

元請下請関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確にすることにより、法律の不知による法令違反行為を 방지、健全な競争を促進

・H23年8月 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの策定

発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為の防止、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を促進

4. 下請取引等実態調査の実施（H20年度から調査対象を拡充）

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導

拡充内容：元請下請間の行為だけでなく、不適正な行為を行っている発注者や下請孫請け間の行為等も対象

5. 建設業取引適正化センターの設置（H21年7月 開設）

建設業の取引におけるトラブルを迅速に解決するため、弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切なアドバイス等を実施する窓口を設置 相談件数：H21年度 632件、H22年度 1,510件

6. 建設業取引適正化推進月間の実施（H22年11月 創設）〔毎年11月〕

建設業取引の適正化をより一層推進するため、国土交通省及び都道府県が連携し、集中的な取組を実施

具体的取組：立入検査(必要に応じ合同)の実施、建設業者等を対象とした講習会等の開催 等

建設業法令遵守推進本部の活動結果概要(H22年度)

1. 建設業法令遵守推進本部に寄せられた法令違反疑義情報について

(1) 通報受付件数

推進本部に寄せられた通報1,551件のうち、法令違反の疑いがある情報の受付件数は251件
(通報は、駆け込みホットライン、一般の方からの通報(電話・来訪・郵送等)、公的機関からの情報提供など)

(2) 主な通報内容

- ① 駆け込みホットライン … 「下請代金の支払関係」、「下請契約の締結関係」、「無許可業者との下請契約」
- ② 一般の方からの通報 … 「粗雑工事等」、「専任技術者の不設置等」、「一括下請負」、「主任技術者等不設置」
- ③ 公的機関からの情報 … 「施工体制台帳不備」、「専任技術者の不設置等」、「主任技術者等不設置」

(3) その他の疑義情報の端緒

許可・経審の審査時に発覚、下請取引等実態調査(元下調査)、その他調査
上記以外に下請代金不払いに関する相談、施工不良、騒音等に関する相談等も

2. 建設業者等に対する立入調査等の実施回数

○上記の疑義情報等に対し、各推進本部が建設業者の営業所等に立入検査を行った回数は、報告徴収も含め延べ1053回(H21年度は952件)

3. 監督処分・勧告の実施状況

○平成22年度に各地方整備局等が行った監督処分等の状況は、上記通報案件も含め以下のとおり。

- ・許可取消 2件〔建設業者の所在不覚知1件、刑法違反で代表に罰金刑1件〕
- ・営業停止 54件〔経審虚偽申請1件、監理技術者等不設置1件、独占禁止法違反(談合)51件など〕
- ・指 示 16件〔無許可業者との下請契約5件、労働安全衛生法違反10件など〕
- ・勧 告 426件〔下請契約の締結について289件、下請代金の見積、決定について168件、下請代金の支払いについて145件、追加・変更契約について144件、施工体制台帳の不備等110件など〕

発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要

I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示
2. 書面による契約締結
 - 2-1. 当初契約
 - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約
 - 2-3. 工期変更に伴う変更契約
3. 不当に低い発注金額
4. 指値発注
5. 不当な使用資材等の購入強制
6. やり直し工事
7. 支払

8. 関係法令
 - 8-1. 独占禁止法との関係
（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係）
 - 8-2. 社会保険・労働保険（法定福利費）
（社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約）

※ガイドライン全文については、国土交通省ホームページに掲載

III. 周知先

- ①公共発注者（各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等）
- ②主要民間団体（経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等）
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局

※平成23年8月29日付けで
左の関係先に通知。

建設業取引適正化センターの設置

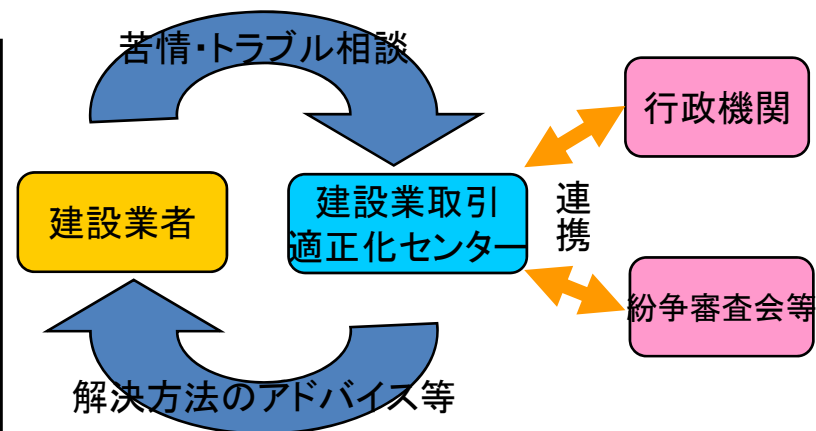
【概要】

名称	建設業取引適正化センター東京	建設業取引適正化センター大阪
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-20 赤坂ロングビーチビル3F	〒540-0005 大阪府大阪府中央区上町A-12 上町セイワビル3F
電話番号 FAX番号	03-6229-1488 03-3588-0758	06-6767-3939 06-6767-5252
電話受付時間	9:30~17:00 原則、毎日(土日、祝祭日、年末年始を除く)	9:30~17:00 原則、毎日(土日、祝祭日、年末年始を除く)
相談指導員	弁護士、公認会計士、土木・建築専門家	弁護士、公認会計士、土木・建築専門家
開設日	平成21年7月29日(水)	平成21年7月29日(水)

【業務概要】

弁護士や土木・建築の学識経験者等による適切かつ迅速なアドバイス

- ・取引上の苦情や下請代金不払等トラブルに関する対応
- ・紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ・建設業法、関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ・あっせん、調停、仲裁等の希望者に対する紛争審査会の紹介
- ・紛争審査会への紛争処理申請に当たっての書類作成等のアドバイス



【相談件数】

H22年度実績 1510件 (東京1034件、大阪476件)
(約130件/月)

建設業取引適正化推進月間の実施

趣旨

建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業取引の適正化について、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組む「建設業取引適正化推進月間」を実施し、建設業取引の適正化の推進を図る。

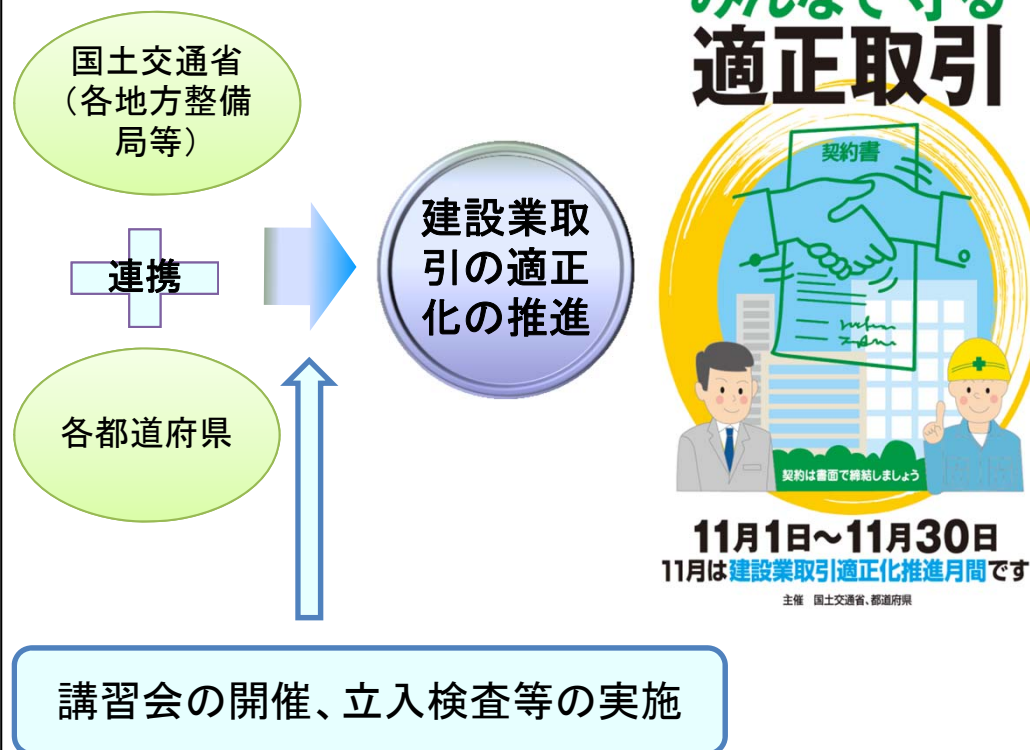
建設業取引適正化推進月間

期間：平成23年11月1日～30日

主催：国土交通省・都道府県

実施内容

- ・建設業者を対象にした建設業法令遵守に関する講習会の開催
- ・立入検査等の実施
- ・各地方整備局等と各都道府県による自主的な事業



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

調査概要

- 調査対象：全国の建設企業から無作為抽出した約18,000社（大臣特定・一般、知事特定・一般）
（東日本大震災で被災した岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・
長野県・新潟県の一部市町村に主たる営業所を有する建設企業は調査の対象外とした。）
- 調査方法：郵送による書面調査
- 調査内容：元請企業・下請企業間及び受発注者間の取引の実態
- 調査期間：平成23年7月26日～平成23年9月15日
- 回収件数：14,823社（回収率82.4%：平成22年度から督促状の送付により回収率向上）
うち、下請企業に発注した実績のある建設企業：11,956社
下請企業に発注した実績のない建設企業：2,592社
既に事業活動を終了した建設企業：275社

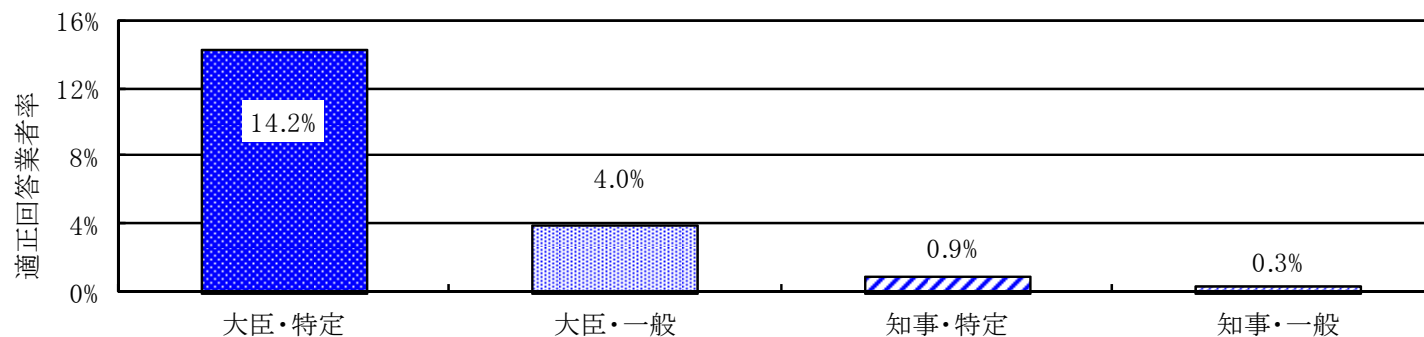
下請取引等実態調査の結果（H23年度）

○建設業法の遵守状況

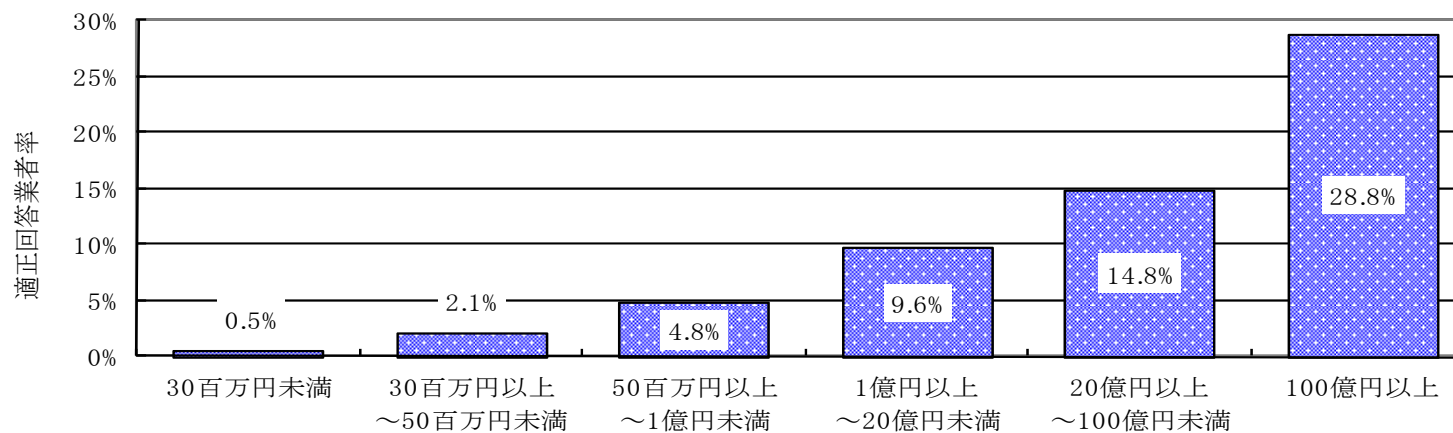
元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことのある11,956業者のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者は、226業者（1.9%）。

○許可区分、資本金階層別にみた建設業法の遵守状況

【許可区分別】



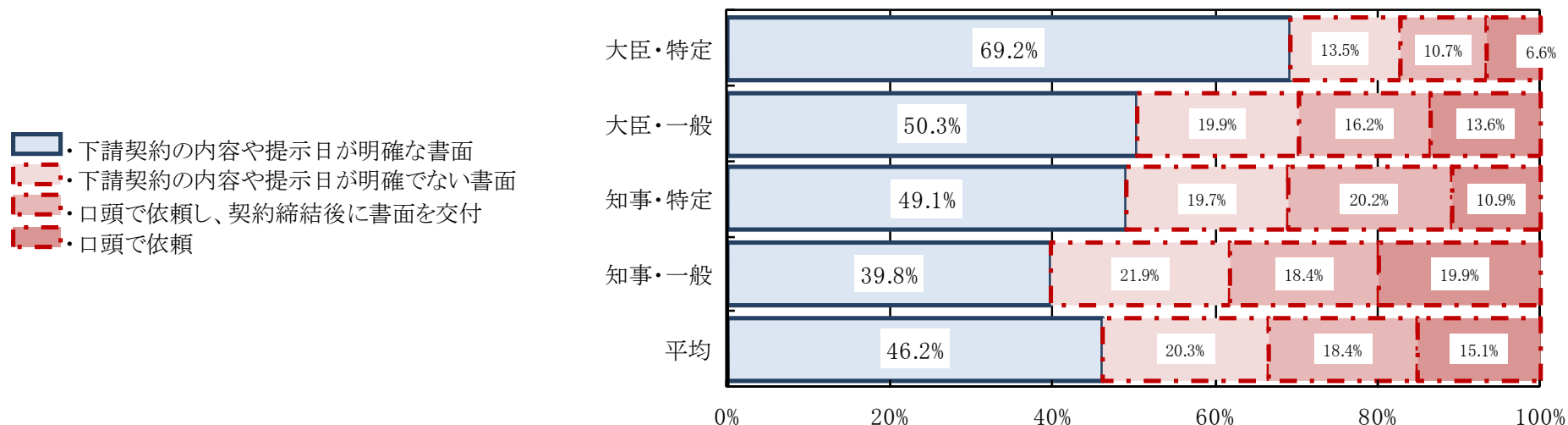
【資本金階層別】



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

○見積依頼方法

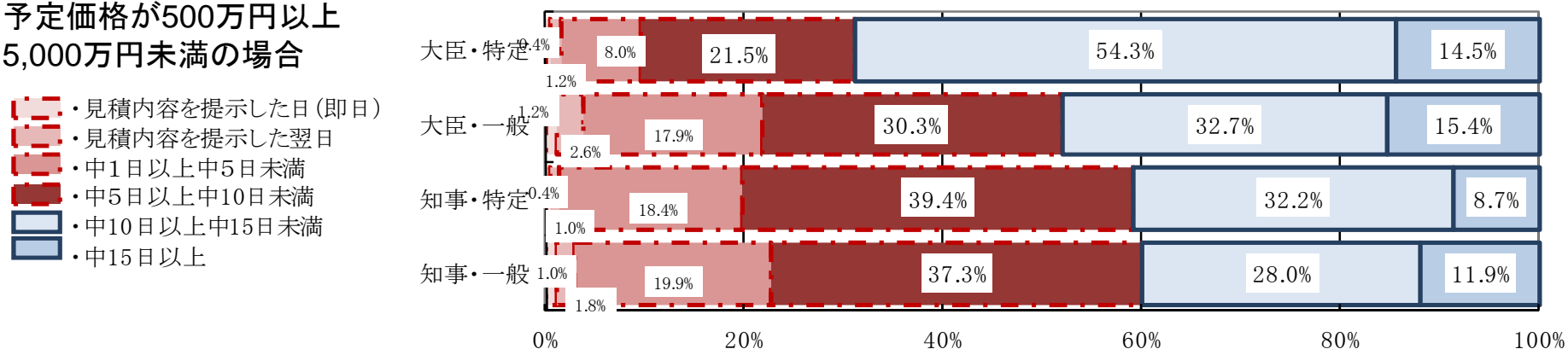
見積りを依頼する際には、工事の具体的な内容について書面により内容を示す必要があるが、「下請契約の内容や提示日が明確な書面」で適正に見積依頼した建設業者は平均で46.2%。



○見積期間

工事の予定価格に応じて一定の見積期間を設けることが必要であるが、予定価格が500万円以上の場合でみると、大臣特定の約7割が適正な期間である以外は大半が適正な見積日数を設けていない状況。

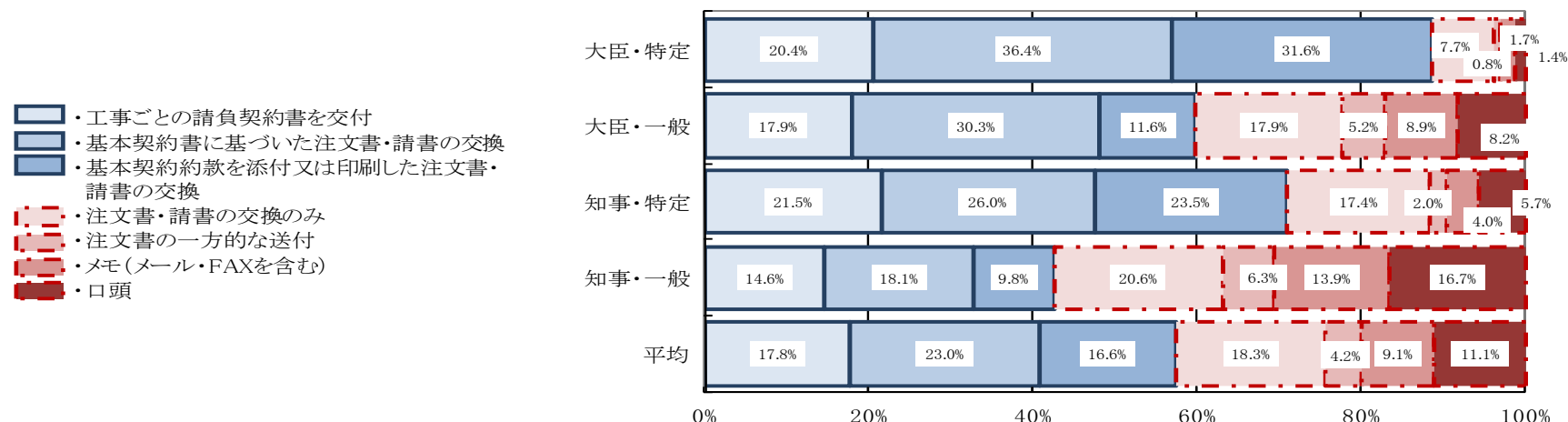
予定価格が500万円以上 5,000万円未満の場合



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

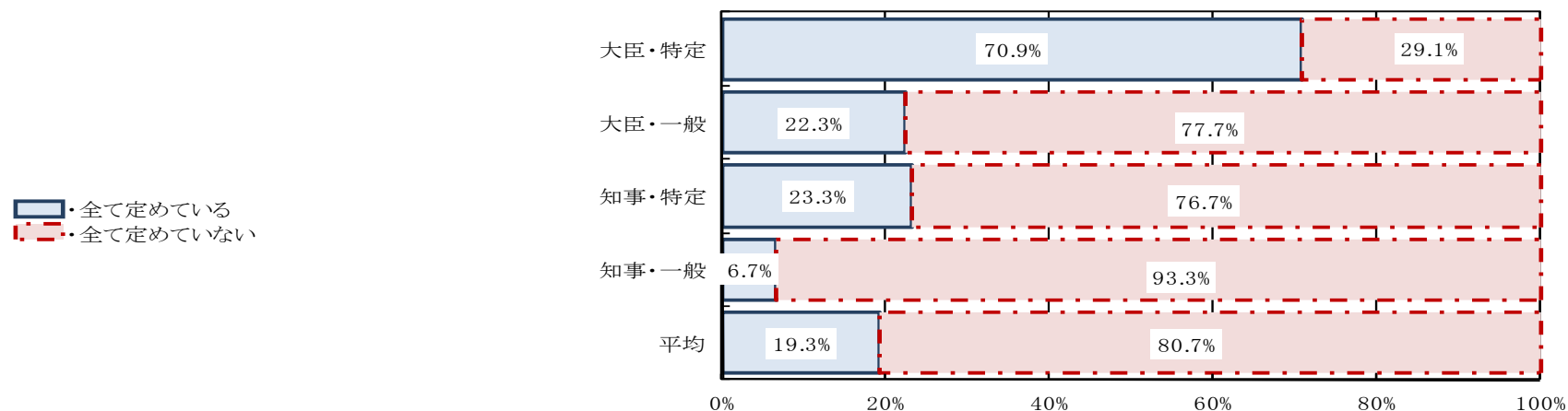
○契約方法

建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとの請負契約書を相互に交付、または、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要。大臣特定においては、約9割が適正に契約しているが、知事特定においては約7割に低下し、知事一般に至っては約4割まで低下。



○契約書で定めている条項

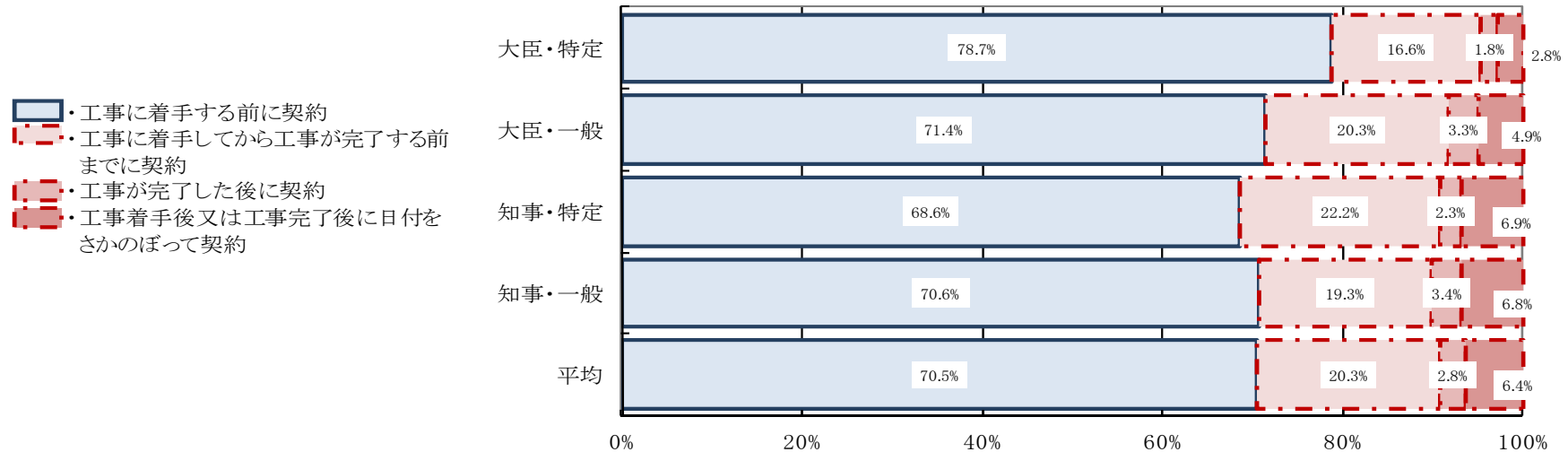
契約書には、建設業法第19条第1項で定められている14項目の条項を明示することが必要。大臣特定においては、約7割が建設業法上定めるべき条項を全て定めているが、大臣一般及び知事特定については約2割、知事一般については1割以下という状況。



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

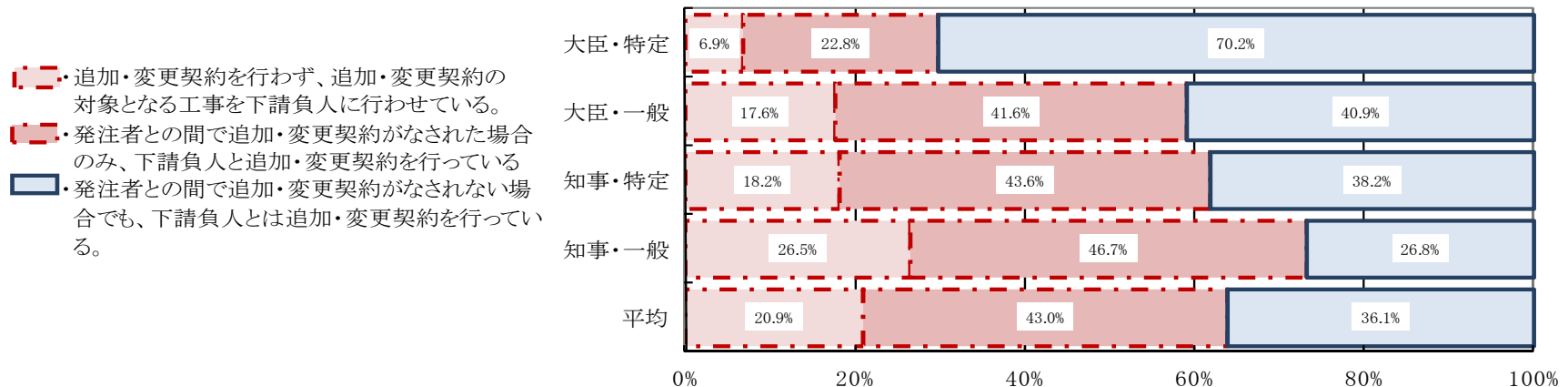
○契約締結時期

契約の締結は、下請工事の着工前までに行う必要。建設業者の約7割は「工事に着手する前に契約」している状況であるが、約3割は工事着手後に契約している状況。



○追加・変更契約時の契約締結の有無

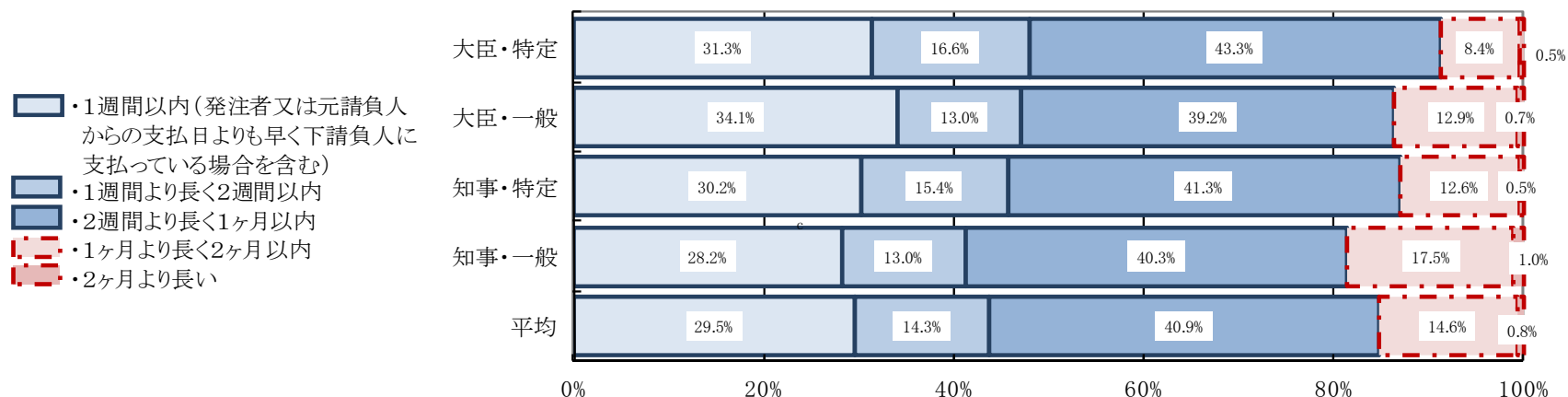
追加工事等の発生により契約を変更するときは、当初契約と同様に書面で締結することが必要。適正に追加・変更契約を行っている割合は、大臣特定において約7割の状況であるが、大臣一般や知事特定においては5割を切り、また知事一般においては約3割の状況。



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

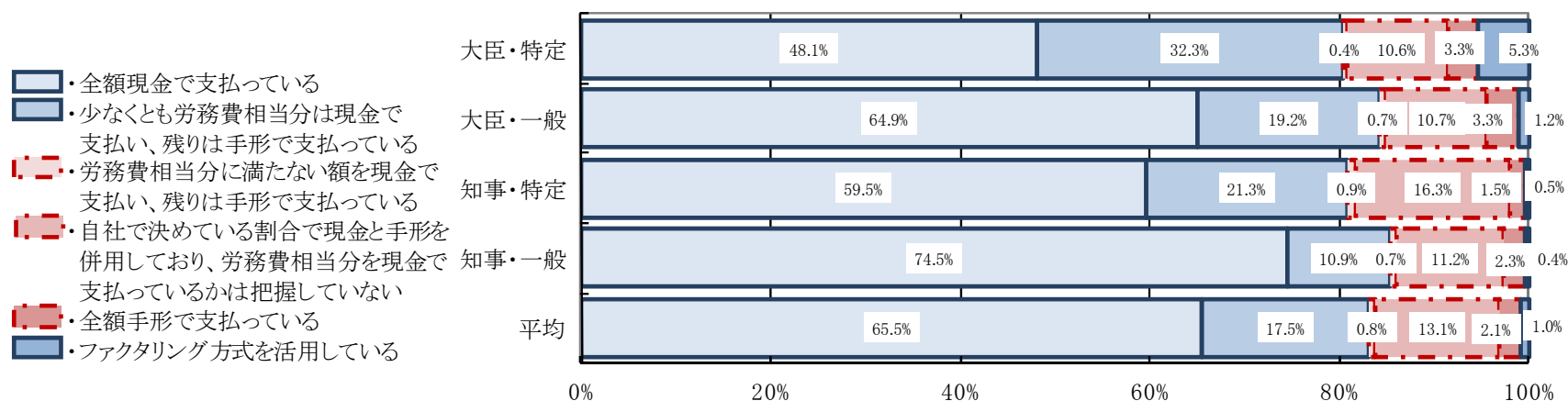
○注文者からの支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、相当する下請代金を1ヶ月以内に支払う必要。支払期間が1ヶ月以内である建設業者は平均で8割以上であり、概ね遵守されている状況。



○支払手段

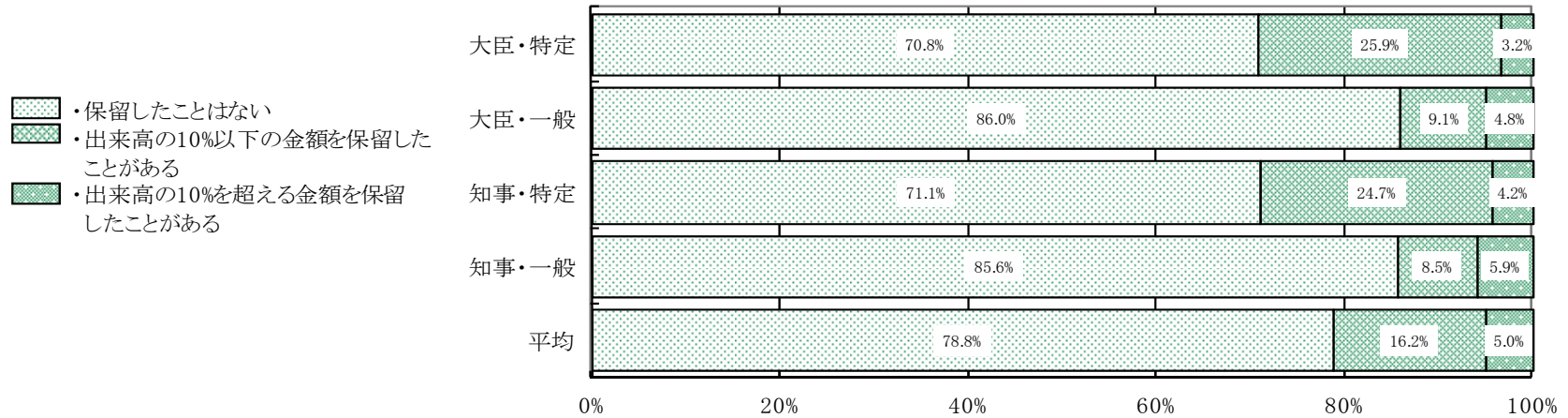
請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとする必要。約8割の建設業者が「全額現金で支払っている」、または「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」状況。



下請取引等実態調査の結果（H23年度）

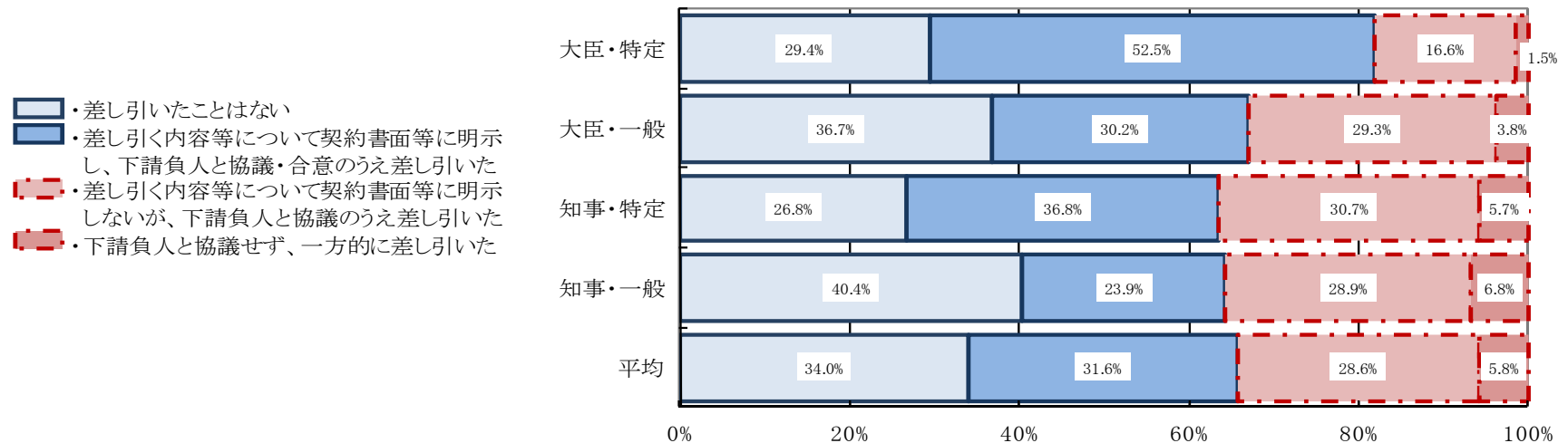
○支払保留の有無

正当な理由がないにもかかわらず、長期間にわたり下請代金を保留することは、不適切。保留したことがあると回答した建設業者は、大臣特定建設業者及び知事特定建設業者において多く、約3割を占める。



○赤伝処理(H23新規調査項目)

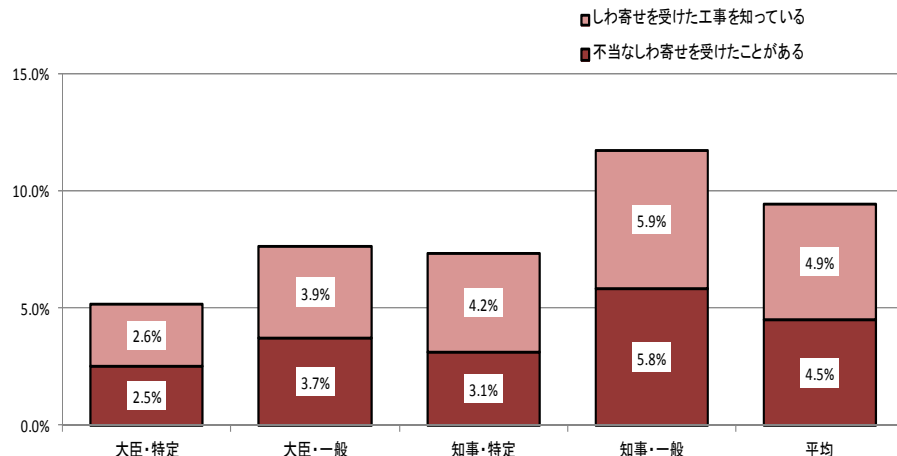
赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意し、見積条件や契約書面に明示されていることが必要。約3割の建設業者が適正な手続きを経ないまま諸費用を差し引いているという状況。また、5.8%の建設業者が「下請負人と協議せず、一方的に差し引いた」と回答。



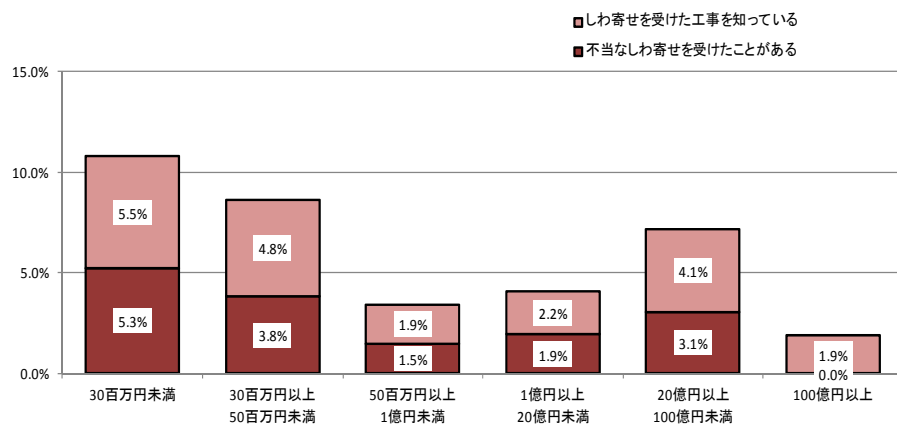
下請取引等実態調査の結果（H23年度）

○元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

・許可区分別



・資本金階層別



具体的なしわ寄せの内容としては、「追加変更契約の締結の拒否」が最も高く14.0%、次いで「下請代金の支払保留」が12.8%、「やり直し工事の強制」が12.6%でした。

・しわ寄せの内容

